

## サステナビリティ・エクスプレス -ポーランド企業にみる CSRD への対応

UHY Tokyo News Letter  
July. 2026

欧州における CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive : 企業サステナビリティ報告指令) は、2022 年 12 月に欧州議会及び EU 理事会によって正式採択され、2023 年 1 月に正式に発効した。

CSRD の下では、対象企業は ESRS (European Sustainability Reporting Standards : 欧州サステナビリティ報告基準) に従い、サステナビリティ情報を開示する義務がある。

NEWAG S.A. は、ポーランドを代表する鉄道車両・電気機関車メーカーである。スロバキアとの国境から北に約 30km に位置するノヴィ・ソンチに本社を置き、グリヴィツェ、ウッチ、ワルシャワ、クラクフで事業を展開し、ワルシャワ証券取引所に上場している。2024 年 12 月期のグループ売上高は 15 億 PLN (約 600 億円) を超え、1,700 人以上の従業員を擁する。同社は、ポーランドの上場企業中、売上高・時価総額において 50 位以内の規模に位置づけられる。NEWAG 社の顧客には、地方自治体、鉄道運行事業者、ポーランド国鉄グループ各社、及び民間の鉄道関連企業が含まれる。

EU が上場企業を対象に CSRD (企業サステナビリティ報告指令) を導入したことに伴い、NEWAG 社は、ESRS (欧州サステナビリティ報告基準) に

準拠したサステナビリティ報告書を作成し、監査人による保証を受けるという義務に初めて直面した。

NEWAG 社は、EU の新しい規則に基づく同社初のサステナビリティ報告書に対する保証業務を UHY ECA Group に依頼する決断を下したが、まさに信頼できるパートナーを選んだと言える。



### 監査人の選定

監査人の選定は、法令および社内規程に則り、競争入札の手続を経て行われた。監査人の業務範囲は、個別財務諸表および連結財務諸表の監査、取締役会および監査役会の報酬報告書の監査、ならびにサステナビリティ報告開示に対する保証業務に及ぶ。

「UHY ECA Group の監査部門は、当社の厳格な選定基準を十分に満たしていました」 NEWAG 社の財務経理責任者（Financial Controller）のクラウディア・マヨフ氏は言う。

「彼らの監査アプローチ、サービス品質、専門性、経験、そして評価実績は、信頼に足る監査人にふさわしいものでした。彼らの高い責任感と専門知識のもと、業務は非常に迅速かつ丁寧に行われたと感じています」

## ESG 第三者保証

NEWAG 社の先進的な電気機関車は電力消費量の削減に貢献し、ポーランドにおける持続可能な鉄道輸送の発展を支えている。これは同社にとって戦略的に重要な意味を持つ。欧州委員会が掲げる CO2 排出量削減や気候中立目標の達成において、鉄道車両事業は極めて重要な役割を果たすと期待されているためだ。

クラウディア氏は、NEWAG 社における ESRS への準拠、および同社のサステナビリティ報告に対する保証への対応を担当する。そして、財務諸表監査と CSRD による新たな報告義務への対応の一貫性を確保し、両者の相乗効果を高める観点から、サステナビリティ報告書に対する保証業務は UHY ECA Group のアンナ・ワフニチャク氏とそのチームに託された。

「UHY ECA Group は ESRS に関する豊富な知見を有しており、それらを当社の実務に落とし込む能力に優れていました」クラウディア氏は語る。

「アンナ氏のチームは非常にオープンで、知識を惜しみなく共有しようとする姿勢を示してくれました。CSRD に準拠したサステナビリティ報告書の作成は当社にとって初めての取り組みであったため、この支援は計り知れないほど大きな意味を持っていました」

UHY ECA Group による第三者保証を受けたことで、サステナビリティ報告書は新たなコンプライアンス要件を満たすことができ、NEWAG 社は投資家、取引先、顧客を含むステークホルダーからの信頼を一層強化することができたと言える。

「私たちは単に規制上の要件を満たしただけではありません。将来に向けた貴重な知見を得ることもできました。サステナビリティ推進のために改善・強化すべき領域を特定できたほか、今後の糧となる知識と経験を得ることができました」クラウディア氏は述べる。

「UHY ECA Group のチームは、当社の事業特性や鉄道業界に対する理解を深めるため、非常に真摯に取り組んでくれました。信頼できる確かなアプローチと、対話重視の協力姿勢を示してくれたことが、透明性と信頼性に優れたサステナビリティ報告の実現へとつながりました」

■ Author : UHY ECA Group

■ 翻訳 : 池田 和永

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

## 参考：CSRD（企業サステナビリティ報告指令）の概要

CSRD（Corporate Sustainability Reporting Directive）は、EU が導入した企業サステナビリティ報告制度である。企業に対し、環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する情報を、財務情報と同等の信頼性・比較可能性で開示することを求めている。

|   | ポイント                                        | 概要                                                                                                                                                                                                   |
|---|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <b>Double Materiality<br/>（ダブル・マテリアリティ）</b> | CSRDの最も重要な概念。企業は以下の2つの視点から開示を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"><li>・フィナンシャルマテリアリティ（アウトサイドイン）：社会・環境が企業に与える影響</li><li>・インパクトマテリアリティ（インサイドアウト）：企業が社会・環境に与える影響</li></ul>                        |
| 2 | <b>ESRSに基づく統一報告</b>                         | 従来の様々な報告基準が併存する状態が解消され、ESRSに基づく統一報告が求められる。<br>（主な開示分野） <ul style="list-style-type: none"><li>・環境：気候変動、環境汚染、水資源、生物多様性、循環型経済</li><li>・社会：従業員、サプライチェーン労働者、地域社会、消費者</li><li>・ガバナンス：倫理、コンプライアンス</li></ul> |
| 3 | <b>第三者保証</b>                                | サステナビリティ情報に対し、独立した第三者による保証が求められる。                                                                                                                                                                    |
| 4 | <b>開示方法</b>                                 | サステナビリティ報告書は単独ではなく、年次報告書の一部としての開示が求められる。<br>また、比較・分析を可能にするため、デジタル開示（タグ付け）を前提とする。                                                                                                                     |
| 5 | <b>対象企業</b>                                 | 従来のNFRDより対象企業が大幅に増加。<br>EU上場企業のみならず、一定の基準（EU域内での売上高が1億5,000万ユーロ以上、など）を満たすEU域外企業も対象となる。                                                                                                               |

なお、2025 年 2 月に公表されたオムニバス法案により、開示内容の簡素化が提案されており、また、一部対象企業の適用開始時期についても流動的となっている。